

「国際貨物輸送料金を支払う場合の 所得税徴収についての国税局命令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。
日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

国際航空貨物輸送事業者及び国際航空貨物フォワーダーに対する国際航空貨物輸送料金を支払う場合の所得税源泉徴収の件についての国税局命令ポー・126/2546

第一項

本命令において、別様の意味が示されている場合を除き、

(一)「国際航空貨物輸送料金(カーコンソン・シンカー・ラワンプラテート)」とは、タイ国外への輸送を引き受けたことによる、あるいはタイ国内への輸送を引き受けたことによる航空送り状(エアウェイビル)に示されたところに基づく運賃(Freight)、手数料、及び国際航空貨物運輸に係るその他の益を意味する。ここにタイ国内または国外で請求されたかどうかを問わない。

(二)「サービス利用者(プー・チャイ・ポリカーン)」とは、本命令において Shipper と呼ぶタイ国外へ輸送する者、もしくは本命令において Consignee と呼ぶタイ国内での貨物受取人、あるいは本命令で Forwarder と呼ぶ国際航空貨物輸送引受サービス事業者を意味する。

(三)「タイの航空会社(ポリサット・サーイガンピン・タイ)」とは、国際航空貨物輸送サービス事業を営むタイの法律によって設立された会社、法人パートナーシップを意味する。

(四)「外国の航空会社(ポリサット・サーイガンピン・ターンプラテート)」とは、国際航空貨物輸送サービス事業を営む外国の法律によって設立された会社、法人パートナーシップを意味する。

第二項

サービス利用者である会社または法人パートナーシップ、もしくはその他法人が、国際航空貨物輸送事業者に対し、タイ国外への輸送引受による国際航空貨物輸送料金として国税法典第四〇条(八)に基づき算定された所得支払いをする場合、支払人であるサービス使用者は以下のように源泉徴収義務を有する。

(一)タイの航空会社に対するタイ国外への輸送による国際航空貨物運賃輸送料金の支払いで、タイの航空会社がサービス利用者に航空送り状(エアウェイビル)および領収書を発行する場合、サービス利用者は航空送り状(エアウェイビル)に示された国際航空貨物輸送料金の一・〇%の比率でタイの航空会社から源泉徴収する義務を有し、かつサービス利用者はタイの航空会社に源泉徴収証明書を発行する義務を有する。

(二)外国の航空会社に対するタイ国外への輸送による国際航空貨物運賃輸送料金の支払いで、外国の航空会社がサービス利用者に航空送り状(エアウェイビル)および領収書を発行する場合、

(a)タイ国と二重課税防止条約を締結していない国に所在する外国の航空会社への支払いの場合、サービス利用者は航空送り状(エアウェイビル)に示された国際航空貨物輸送料金の一・〇%の比率で外国の航空会社から源泉徴収する義務を有し、かつサービス利用者は外国の航空会社に源泉徴収証明書を発行する義務を有する。

(b)タイ国と二重課税防止条約を締結している国に所在する外国の航空会社への支払いの場合で、当該条約が相手国でのみ課税できるとした規定がある場合、サービス利用者に源泉徴収義務はない。

(c) タイ国と二重課税防止条約を締結している国に所在する外国の航空会社への支払いの場合、当該条約が受取全所得の一・五%課税を規定している場合、サービス利用者は航空送り状(エアウェイビル)に示された国際貨物輸送料金の一・〇%の比率で外国の航空会社から源泉徴収する義務を有し、かつサービス利用者は外国の航空会社に源泉徴収証明書を発行する義務を有する。